



WHAT THE CHURCH STANDS FOR.

聖公會之立脚点

普光社發行

加奈太監督デビド、ウキリアムス著
ヒュロン
長老イー、ライアソン編
執事棟原彌譯

216
793

020906-000-3

特62-930

聖公會之立脚点

デビド・ウキリアムス/著

M42

ABI-0743





WHAT THE CHURCH STANDS FOR.

聖公會之立脚點

普光社發行

加奈太監督デビド、ウキリアムス著
ヒューロン長老イ、ライアソン編
執事神原彌譯

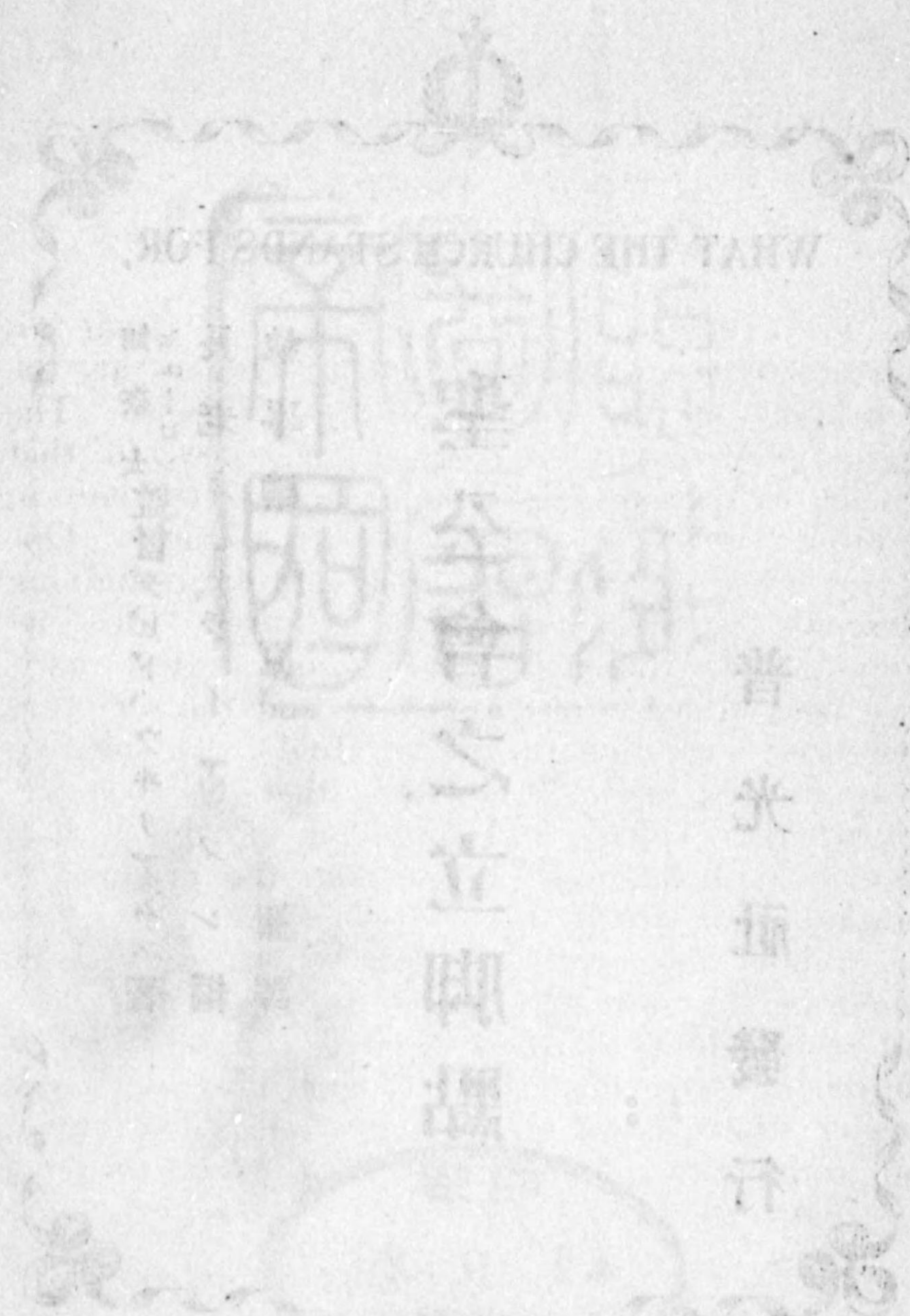
明治
42 9 20
内交

WHAT THE CHURCH STANDS FOR
EDITOR'S PREFACE.

This little pamphlet is translated from an address given by the Bishop of Huron at the celebration of the Jubilee of his diocese. The original contains a number of references to that occasion which it has been necessary to omit in adapting the work for use in this country. One or two other phrases have been omitted containing references to circumstances in Church life not likely to be understood here, and a few notes have been added. The appendix and the scripture references were not in the original. In making these changes, the editor trusts that he has preserved the spirit and purpose of the author who so enthusiastically agreed to the proposal to translate and adapt his address. It is put before the public here with the prayer that it may do something to instruct Church people in the glory and responsibility of their heritage in the historic Church and that it may dispel some misunderstandings of others as to our position. May God forgive and counteract imperfections in the statement of His truth.

EGERTON RYESSON.

1909.



WHAT THE CHURCH STANDS FOR
EDITOR'S PREFACE

This little pamphlet is translated from an address given by the Bishop of Huron at the celebration of the Jubilee of his diocese. The original contains a number of references to the occasion which it has been necessary to omit in adapting the work for use in this country. On one or two other places have been omitted containing references to circumstances in which it is not likely to be understood here, and a few have been added. The appendix and the references were not in the original. In making these changes the editor trusts that he has preserved the spirit and purpose of the address and so unhesitatingly agreed to the proposal to translate and adapt his address. It is his hope that the public here will be pleased that it may do something to incite Church people in the West and responsibility of their heritage in the United States and that it may dispel some misunderstandings of others as to our position. May God forgive and comfort imperfections in the translation of the work.

HONORABLE SECRETARY

1907

序、

此の小冊子はヒューロンの監督がその監督區の五十年祭に於て述べられたる説教を譯せしものなり。原文には當時の場合に應じたる種々の引照等ありしも、これを此の國に適用せしむるに當たり、これ等は必要上省略せらるることとなりぬ、其他此の國人の了解するに比較的困難ならむと思はれし彼國教會生活の狀態に關したる二、三の章句をも削除するに至りぬ。編者は二、三の註解を附加したり、其他聖句引照を附録となしたる如きも原文にはこれなかりしなり。然れども是等多少の變更を加へしも編者は著者の精神及び目的をば充分保存せしことを信ず、著者はさきにこの書の翻譯及び利用の件に就き編者に與ふるに充分の快諾を以てせり。今此の書を出版するに際し吾人はこの一小冊子が信者をして我が

歴史的教會に於ける主の嗣承の光榮と責任とを認知するに幾分の益する所あり且又我が教會の立脚地に關し他の誤解を除去し得んことを願ふなり。吾人の不完全なるを以てして眞理を充分に説明し能はざる罪は神之れを恕し給ふらん。

編者 イー、ライアソン識



聖公會之立脚點

日本聖公會は英米聖公會よりの連續にして其の歴史的起原は遠く使徒時代にあり、然れども其組織又は法憲法規に於て或は其の祈禱書又は聖歌に於て日本聖公會は自ら特種の性質を有するに至る、然れば日本聖公會の目的とする處は一方に於ては英米聖公會より宣傳せられたる教理を服膺すると共に他方に於ては能く日本國特有の人情風俗に應じて眞に日本的教會を建設するにあり(編者誌るす)

教會の建設者はキリストにして彼は人類の目標とすべき人生の眞理想を示したるのみならず其理想を實現すべき手段をも示し給へり其手段とは即ち主キリストの昇天後地上に彼の教理を傳布し新生命

聖公會之立脚點

馬太十三
一〇二三四
三十三
馬可四〇
卅

を人類に與へしめんが爲めに彼が建設したる一團躰之れなり、此團躰を我等は稱して教會と云ふキリスト自身も亦之を教會或は天の王國、神の王國と呼び給へり
故テンプル大監督會て語りて曰はく『世人往々にしてキリストの示し給へる眞理想を實現すべき方法は一切之れを人に任せられたりと論じ更に一步を進めて初めにキリスト及び信徒あり然して後に教會の建設ありしと論ずるものあり、斯かる議論をなす人は教會の起原は教會を建てたる一信徒の心中にありとなすものなり、然れども使徒は全く之れと反對に先づ初めに教會ありて後に信徒の出來たることを教へたり、人は先づ自ら信者となりて後に團躰的生涯を送らんと決心せしにあらす換言すれば人は導かれてキリストと其十字架とを信じ然る後に彼等の信仰を助けんがためにキリストの御名により

約十五〇
十六
馬太廿八
一〇十八

徒二〇四
十一
十七

天父を禮拜せんとして集りしにあらず、新約聖書は明かに天の王國即ち教會は既に存在し人は此の王國に招かれしなりと教ふ、かく教會の起原は人にあらずキリスト即ち神にありと知らざるべからず、到る所に人は招かる招かれし人は集り來つて教會を建つるにあらず既に建てられたる教會に招かるゝなり、然して其の招かれたる者來り教會に入るに及んで會員たるを得るなり然かも彼等の會員たるはキリストの前に一團躰を造ることにあらで主キリストより會員たるの許可を受くるにあるなり、教會はキリストに依りて外に表はれしものにしてキリストの爲めに建てられしものにあらずとは聖書の教ふる所なり』と、教會の起原をよく説明し得たるものと云ふべし
二、監督權の起原は神と使徒とにありて聖職權は監督權より出で來れり

約二十〇
二十二

教會と聖職權とは上より來りしものなりと主張するは我等の立場なり、こは聖書に明かに示されたる事實なり、聖職なるものは只單に相互の信仰を助けんがために信徒によりて撰まれしのみならず信徒を教會に招き集めんとしてキリストより遣はされたるものなり、使徒等はキリストを代表しキリストの名に依りて集會を開き教會の信徒を固めんがために按手の禮を施すべきことを許されたり、使徒等は長老執事を任命し自らは地方にある諸教會を監督せり、時に或は他人をして自己の職務を取らしめたり、例へば長老、執事に任命し自己に更りて諸教會を監督せしめしが如き彼のテモテ、テトスの如きは其一例なり、聖書中未だ使徒の許可なくして肆に職團を組織せしを見ず、勿論使徒等はキリストの復活を目前に見、之れが證人たり彼等はキリストより直接に福音を托せられ且つ之れが宣傳を命せら

哥林後五
〇廿
哥林前四
〇一、徒
八〇、十四
十五
徒十四〇
廿三
提多一〇
五

徒一〇廿
一、廿二

加拉太二
〇八
徒八〇十
四、十五

れたり、斯の如き無比の特權と之れが目的のために非常なる賜物を與へられしと云ふが如き點に關しては何人と雖も使徒の代理者となり或は其の特權を示すが如きは出來ざる事ならんも之等特權の權能に加ふるに今少しく一般的にして而も永久的なる事實を有す即ち諸教會を監督し長老執事を任命し按手を施行する等の職務を有すること之れなり、是等の職務はテモテ、テトスに任せられたりテモテ、テトスの或る特別なる名目によりて召されしや否やは我等の知らざる處なるもテモテ、テトスの執りし職務は明かに監督の職務たりしなり、此の監督職は必要缺くべからざるものにして殆んど千五百年の久しきキリスト教國至る所其職務の存せざる處なし、初代キリスト教會に於て既に監督長老（長老にして監督の職務を托されしもの或は長老と共に監督たる人）のありしを知る、新約聖書にある長老と

七頁を見

は時に長老として、時に監督としての二重の意味を有す聖ゼロムはアレキサンデルにて殆んど二百年の久しき間一人にして二重の名稱を有する事績きたりと書せり、然れどもそは一世紀の終り頃既に其の名稱の廢せられて監督と長老の區別歴然となれり、其は兎に角く監督權は其の名稱の通りにてありしや否や或は一個人に付せしものなるや或は團躰に附せしものなるや其の何れにあるも歴史に示すが如くキリストが終局の理想を實現せんがために建て給へる教會の根本的部分なるや明かなり、キリスト教傳説多しと雖傳説中の傳説とも云ふべきは以上の事實なり、若し人にして猶太教の安息日變じてキリスト教の主日(日曜日)となりしを受容し得るとせば使徒權の性質と監督職の起原を承認するに何の躊躇する處かあらん、そは其の證明のしかく積極的にして又明白且つ夥多なるに於ておや、是の

希伯來五
〇四

疑ふべからざる大なる事實はキリストの死せしより以來新約聖書及び初代キリスト教歴史を通じて教會は一時たりとも初めに使徒と名づけ後に監督と稱せし特權を有する教導官のあらざりしことなし然もその使徒監督の認許及び祝福は教會信徒を強め力ある聖職團を造るに必要缺くべからざるものなり

註ノ一、四世紀の終りに當り聖ゼロムは吾人に告げて曰はく、ヘラクラス及びダイオニシアスの時代に至る迄(紀元二百三十二年より全二百六十五年に至る迄)は長老は常に彼等の中より撰出され彼等を管理すべき監督として任命され一段高き階及に置かれたり之れ恰かも軍隊が將軍を撰出し又執事が彼等の中より特に出藍の士を撰出してアーチデーコンと唱へしが如しと茲に吾人の注意すべきは此傳説たる明確のものに非ずして只一個

の教會恐らくはアレキサンドリアの教會にのみ行はれしものなるべく又斯の如き方法を以て監督を撰出したる事實は甚だ稀にして寧ろ奇なる事なりと思はる

註ノ二、紀元百十七年頃殉教せし聖イグナシアスは次の如く云へり、汝等凡ての者其監督に従ふこと主キリストが、天の父に従ふが如く長老に従ふこと使徒に従ふが如く然かして又執事に従ふこと神の命に従ふ如くすべし、監督に非れば教會に於ける何事も爲すことを許さず、監督又は監督が許可したる者によりて捧げられたる聖餐(Eucharist)は他の者によりて捧げられたる聖餐よりも一層佳きなり、さればイエスキリストの居る所に聖公會ある如く監督の居る所に又信者ありと云ふ如くすべし、若し夫れ監督によりて爲さるゝに非れば洗禮も聖餐も正しきものにあらず、何人た

○四
聖公會

りとも其爲したることを確かにして動すべからざるものと爲さんために監督によりて嘉納する所とならば之れ神の喜び給ふ所なり

三、教會の歴史的連續

既に教會の起原使徒職監督職の何たるを述べて我等は皆その神意より出でたるを認めたり次ぎに来るべき問題は教會の歴史的連続と連續とにあり、此の一致に三個の要素あり曰く教義、制度及び生命の連續一致是れなり、別言せば使徒の教、使徒の立てたる制度、使徒繼續の生命之れなり、聖公會の歴史は通じて此の三要素各々皆使徒の觀念と相一致して今日に至れるなり、一步一步遡りて教會の起源に至り見るに其間一度も連鎖の絶たれし事なし、勿論各異りたる時代の要求に應せんがために教義儀典或は儀式の施行上に幾分の變化を來せし事あれども斯ありたりとするも決してキリスト教

會の歴史的たる上に何等の響影を與へざるなり、英國初代教會の歴史を讀まんに我が聖公會の全く歴史的にして且つ連續的たることを知るに難からず、ヘンリー八世の大憲章中英國教會の卷にアルフレド大王、アングロサクソンの教會、古代ブリテン教會は使徒的起原と使徒の制度と固き信仰を持つ教會なりと書して我が教會の歴史的なるを云ふ、千五百四十年に於ける宗教改革のときにヘンリー八世が新らしき教會を創れりと云ふは笑ふべき傳説なり、英國聖公會の宗教改革者は古代の祈禱書を校正改新し中世紀に潛入し來りたる迷信的信仰及び僭越なる權勢より獨立せんと計りしも決して新たに教會を創らんが如きは企てざりしのみならず思ひだにせざりし事ならん、事實に於て聖公會は其改革以前も以後も昔よりありし教會と同一の教會にして少しも變らざるなり恰かも人にして顔面を洗ひ衣服

を着け更へたればとて依然として其の人に變化なきが如く又我帝國の幾度が政變を経て尙其特質を新たにせるものゝ如し、よし其外形に多少の變化を來せしとするも教會其ものは毫も變化せざるなり

四、教會は信仰の充滿を主張す

我が聖公會は未だ教會の分裂を見ざる以前宗教會議に於て定められたる信仰箇條即ち聖書の教訓を信するものなり故に教會は其信徒が是等宗教會議にて定めたる教義教訓を確信する以上は各自の信仰を極めて自由に任せたり只信徒に向て信仰の骨子として要求する處は聖書の信仰即ち使徒信經ニケヤ信仰の確固たる受容にありとす、博士ウエスコット氏告げて聖公會の他教會と異りて優る點は使徒等によりて造るれざる多くの抑制檢束を信徒の信仰箇條に付せざるにあり即ち使徒等によりて定められたる信仰箇條より他に何物をも要

せざるにありこ。その信仰態度の寛大にして然も粗ならざるは教會の公大なるを示し信仰の充滿なるべきを教ふるものなり、故に我が公會は聖曆の時期に従つて出來得る限り信仰個條と其時期其時期の出來事と相合せしめんと務むるなり即ち受肉降誕には之れに應じて信仰を鼓舞せしめ現異邦には現異邦の如く大齋には大齋の如く其信仰を之れに應せしめて敢て信仰の束縛をなさざるなり、即ちキリストの受肉降誕、幼時割禮、洗禮、斷食、誘惑、血を流し給ひしこと、ゲツセマネの園に於ける祈禱、十字架とその苦み、貴き死と埋葬、榮光ある復活と昇天、聖靈の降臨、三位一牀の秘義、等皆悉く吾等の目前に示さるゝ所以のものは我等聖公會信徒として自己等が宗教的見解の偏狹に陥り或は我が宗教の根本的真理と事實の一致を忘却すること能はざらしむるにあり

以弗所四〇十一—十五

猶太三

近世に於ては是等の事實に對して疑問百出し人々は懷疑の渦中に投入せられ信仰の上に少なからぬ動搖を來せし事ありしも教會は常に固く立ち古來多くの聖徒によりて一度傳へられし信仰の道の上に基礎を据へ來れり、その如何なる信條をも抱合せる濶大は往々にして誤解せらるゝ處となるも聖書に示されたるその真理は出來得る限り廣く世に示さんとするは我が聖公會の特質なり

註一、使徒信經

我は天地の造ぬし全能の父なる神を信ず、我はその獨子われらの主イエスキリストを信ず主は聖靈によりて胎り處女マリアより生れポンテオピラトのとき苦楚を受け十字架に釘られ死て葬られ陰府に降り第三日に死し者の中より復活り天に昇り全能の父なる神の右に坐し給へり彼處より來りて生ける人と死る人を審き給はん

我われは聖靈せいれいを信しんず、又また聖公會せいこうかい、聖徒せいとの交通まじはり、罪つみの赦免ゆるし、身体からだの復活よみがえり終始しじうなき生命いのちを信しんず

註一、ニケア信經しんけい

我われは惟一ひつりの神かみ、全能ぜんねいの父ちち、天地てんちと凡すべて見ゆる者と見えざる物の造主つくりなしを信しんず

我われは惟一ひつりの主しゆイエスキリストを信しんず主しゆは萬世よろづよの前に父ちちより生れたる惟一ひつりの聖子みこ、神かみよりの神かみ、光ひかりよりのひかり、眞まことの神かみよりの眞まことのみ造られずして生れ父ちちと一體いつたいなり萬よろづのもの主しゆによりて造られたり主しゆは我等われら人類じんるいのため又またわれらを救はんが爲めに天てんより降り聖靈せいれいによりて處女おとめマリアより肉體にくたいを稟うけ人性じんせいを取り我等われらのためにポンテオピラトのとき十字架じゆうじやに釘つられ苦楚くるしみを受け葬ほうむられ聖書せいしょに合あひて第三日みづかひに復活よみがえりり天てんに昇のぼり父ちちの右みぎに坐まし給へり、また榮光わいこうをもつて再

び來り生る人と死る人とを審き給はん其國は終ることなし

我われは聖靈せいれいを信しんず聖靈せいれいは生命いのちをあたふる主父しゆと子こより出で、父ちちと子こと共に拜おがみ崇あがめられ、豫言者よげんしゃによりて語り給ひし主しゆなり、我われは使徒しと等らよりの惟一ひつりの聖公會せいこうかいを信しんず罪つみの赦免ゆるしを得る惟一ひつりの洗禮せんらいを信認しんにんす死し人の復活よみがえりと來世らいせいの生命いのちを望む

五、禮拜らいはいを主張しゆちやうす

我等われらは神かみを拜おがするに當り神意しんいに合あふ態度たいどを以てするの必要ひつやうなるを信するものなり、禮拜らいはいは只ただに聖職せいしやくにとりて必要ひつやうなるのみならず一般信徒いぱんしんとに取りて缺かくべからざるものにして然もこの神かみを拜おがすると云ふ事實じじつは代理者だいいりしやをしてなさしむべきものにあらざるなり、教會かいわいはその禮拜らいはいに於て人は何等いかなるの媒介者ばいがいしやを要せずして直接ちよくせつ神かみと交通まじはりり得べき權利けんりを保全ほぜんすとなすは聖公會せいこうかいの特質たくしつなり、故に我われが聖公會せいこうかい祈禱書きごうしょの大

彼得前二
〇五―九

哈巴谷二
詩九十三
詩五十三
詩百一十一

部分は信者によりて唱へらるゝ言葉に満つ、且つ我が教會は信徒の禮拜を助くる爲めに種々なる方法を講ず、聖書の朗讀、靜肅なる祈禱、祭衣を着たる聖職、皆我等をして『主は其の聖き宮殿に在せり、』『主よ聖潔は汝の家としてとこしへまで適應しきなり、』『主の名は聖にしてあがむべきなり、』との念を吾人に起さしむ

六、聖書の無上權、智的自由、良心の自由及び信徒のキリストを通じて直接神と交通り得べき權利

總べての書物に優りて人心を照らし品格の上に力を與ふるものは聖書と祈禱書なり、この兩書とも教會は自國の言葉にて我等に與へたり然して之を組織的に讀むべきを規定せり、今日本聖公會の曆に従つて聖書を讀まば一年に於て大畧舊約一度新約二度讀み終ることを得、されば我が教會は他の教會よりも多く聖書を讀むを得べく從

提太前三
〇十五
雅各一〇
廿七
馬太七〇
廿

て我が教會の信徒は聖書に精通すべき筈なり、我が教會の禮拜に聖書を讀むこと、神に親しく直接交通する習慣を信徒に教へたる結果一方に於ては高尚優美なる敬神の念を起し他方に於ては聖書の精神によく感化されたる最も敬虔の念に富める宗教文學を起したり、以上述る所により我等は我が教會が權利と自由と智的と靈的と敬虔との上に立つを知るべし

七、最後に我が教會は宗教の終局の目的たる真理と正義との上に立つことを論せん

精美なる儀式及び嚴格にして趣味深き宗教的情操は宗教最終の目的を造るにあらでその目的は人生の真理と正義とによりて物せらる若し一教會ありて神の審判を受くることせば其教會の結びたる實によりて審判かる故に教會は信徒をして正美を愛し不正を憎みキリスト

の心を以てその心となし優然として完全に近かしめざるべからず教會の榮枯盛衰は實にその信徒の人格如何によるものなり
 以上論せし諸點即ち教會と使徒と聖職權の起原の神に存じ教會の歴史的連續及び信仰の充滿禮拜の理想敬虔、自由、正義と眞理とは今日我が聖公會の主義として立つ處のものなり
 宗教動搖の甚だしき時代にあり國民性格の形成されつゝあるときに在つては我聖公會の如きは保守進歩の兩歩調をよく整列たらしめ基礎を遠く使徒時代に置き目的を遙かに完全なる天國時代に見て圓滿に確實に人生を形成する點に於て必然缺くべからざるものなり

附 錄

聖職按手式緒言

聖書と諸般の古書を研究すればイエスキリストの公會に使徒時代より監督長老執事の職位ありしこと明瞭なり而して此の職は往古より大に重んずる所にして何人たりとも敢てみづから專姿におこなふことを聽さず必ず先づ召され試みられ當なるものと認められ公禱式と正當なる有權者の按手によりて立てられたるものに限り日本聖公會に於ても永く此の職位を維持し敬重して之を用ふること肝要なり故に先づ召され試みられ左の式に従ひて立てられたるものまたは既に他の監督に立られたるものにあらざれば日本聖公會の監督長老執事と認めその職を行ふことを聽さず (日本聖公會祈禱書三〇五頁)

日本聖公會法憲

第一條 本教會を日本聖公會と稱す

第二條 日本聖公會は新舊兩約の經典を受け之を神の啓示にして救を得る要道を悉く載せたる者と信す且つニケヤ信經、使徒信經に包括せる信仰の道を公認す

第三條 日本聖公會は主キリストの命じ給ひし教理を説き、其自ら立て給ひし教理を説き、其自ら立て給ひし洗禮聖餐の二聖奠及び其懲戒を行ふ

第四條 日本聖公會は使徒時代より繼承したる監督長老執事の三職位を確守す 日本聖公會法憲法規(一頁及二頁)

明治四十二年九月九日印刷
明治四十二年九月十二日發行

定價金五錢

著作者 東京市芝區高輪北町三十一番地
イー、ライ、ア、ソ、ン

發行者 東京市神田區小川町一番地
木村 義治

印刷者 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地
佐藤 保太郎

印刷所 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地
中屋商店印刷部

東京市神田區小川町一番地

發行所 普光社



2B-18